

# 一般事業主行動計画

令和2年8月1日  
社会福祉法人せんねん村

次世代育成支援対策推進法第12条第1項および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次の通り行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日

2. 内 容

目 標①：管理職に占める女性の割合の維持及び向上（現状83%目標84%）

【対策】求職者には、女性が活躍できる職場であることを積極的に広報し、管理職を目指す女性を積極的に採用し、管理職候補者には個別面談を実施しキャリア意識の向上を支援することで、女性管理職の割合について維持、向上を図ります。

目 標②：ワークライフバランスを充実させるため、仕事と家庭の両立を支援します。

【対策】 現在部署、職種において偏りのある有給休暇取得率について、取得率の低い部署や職種に対し、必要な支援策を検討、実施することにより、全体平均において、有給休暇の取得率40%以上を目指します。

目 標③：能力開発及びキャリアアップを支援するなど、職員の意識・行動改革を促します。

【対策】管理職層に対して、労基法、ハラスメント防止等による講義を実施し、女性活躍推進に関する意識向上を図ります。

目標④：個々のライフステージに合わせた多様な働き方が選択できるよう、職員に対し各種制度の活用を促します。

【対策】出産や子育てを理由として退職した者に、積極的に声がけすることにより再就職を促したり、非正規雇用から正規職員への雇用転換制度を積極的に周知することとします。

3. 取組の実施期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日

以上